

予算常任委員会会議記録（概要）

令和5年6月9日（金）

開 会（午前10時30分）

【議 事】

○議案第44号「令和5年度所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理特別会計補正予算（第1号）」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

狭山ヶ丘区画整理事務所はずっと正職員が4人の体制だった。今回会計年度任用職員が1人ということになっているが、どういう経緯でこうなったのかを確認させていただきたい。

宮崎狭山ヶ丘区画
整理事務所長

要求では、区画整理事務所内の職員数を4人としておりましたが、土木職の職員の採用が厳しい状況であったことから、今年度当初より欠員1人の状態でありました。そのために会計年度任用職員の任用を必要とするものです。

石本委員

この区画整理事業に関して私も何回か質疑した経緯があるため分かるが、今まで地域住民の方に理解を求めるから事務所は閉鎖できない、そして、市の誠意ある対応を示す意味でも正職員4人の配置をしてきて

いるという旨の答弁が過去にあった。今回、土木職が採用できなかったということだが、仮に土木職が採用できれば正職員を補充していくということか。それとも、今の定数管理計画に基づいて、このまま正職員は3人、会計年度任用職員1人の体制で行くのか。その辺がどうなっているのか確認させていただきたい。

宮崎狭山ヶ丘区画
整理事務所長

令和4年度の終わりから、懸案でありました大型権利者との協議が動き始めました。御質疑の正規職員の数につきましては、市全体の定数管理もありますが、部内の職員数の均等を勘案しながら、事業の進捗に合わせまして、人員を要望したいと考えております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第44号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時34分）

（説明員交代）

再 開（午前10時36分）

○議案第43号「令和5年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

（総務部）

【補足説明】なし

【質 疑】

矢作委員

発熱外来の対応というのはこれまでと変わらないのかどうかということだけ確認したい。

小山職員課長

市民医療センターが行う内科の発熱外来については、特段変更はないと聞いております。

それから、小児科の発熱外来につきましては、従来は、発熱者は建物外にて抗原検査を実施し、陰性の場合は院内で診察を行うとしていたところを、5月8日以降から院内で検査、診察を行うことに変更をしたという確認をしております。

花岡委員

歳出予算説明書20ページの02感染症予防費について、特殊勤務手当減となっているが、これは感染を予防するための防護服とかの予算が削られるということか。

小山職員課長

特殊勤務手当というのは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事

する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する手当となっております。消耗品等の費用ということではありません。

休 憩（午前10時39分）

（説明員交代）

再 開（午前10時41分）

（市民部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

植竹委員

歳出予算説明書16ページ下段の02自転車対策費、62自転車駐車場整備業務委託料、議案資料ナンバー1の7ページ、大きい自転車用のラックの整備ということだが、この整備を必要とした背景、経緯について、今回、新所沢駅西口第3自転車駐車場の廃止に伴い、新所沢駅西口第1及び第4自転車駐車場の整備を必要とした主な理由について伺いたい。

足立防犯交通安全
課長

新所沢駅西口自転車駐車場に関しましては、第3自転車駐車場が、来年2月で使えなくなることから、第1及び第4の既存の自転車駐車場に関して、利用者を受け入れるべく、ラックの入替え等を行うものでございます。

また近年、大型自転車が増えていることから、大型自転車を受け入れ

るために、高いところのラックを一部撤去して、大型自転車の受入れをよりしやすくなるように工夫をするものです。

植竹委員

そういったところで、近年大型自転車の利用が増えたことでの整備をここで行うということだが、この大型自転車の利用については、新所沢駅西口第3自転車駐車場、第1、第4も含めてだけに限らず、市内の市営駐輪場においても同じようなことが考えられると思うが、他の市営駐輪場についても、この大型自転車用のラック整備ということは考えていないのか。

足立防犯交通安全
課長

他の自転車駐車場に関しましても、徐々にラックに関して整備を行う方向で考えており、現在も、東所沢第1及び第4の自転車駐車場で検討しておりまして、昨年に関しても、小手指駅北口第3自転車駐車場で、ラックの撤去もしくは修繕を行っており、大型自転車受入れに関して整備を行っているところです。

休 憩 (午前10時44分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時46分)

(福祉部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

昨日、本会議場でも質疑があったが、例えば、過年度分子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（価格高騰緊急支援給付金分）返還金の国の試算で4万500世帯のうち、3万1,016世帯に支給したということだが、まず確認で、プッシュ型ということは最初、対象者にははがきもしくは通知が行くということでもいいのか。

田中福祉総務課長

対象と思われる世帯には、確認書という申請書のようなものが入った封筒を各世帯にお届けしております。

石本委員

分かればよいが、各世帯に送付したが宛て所不明などで戻ってくるケースがあると思うが、数はどのように把握しているのか。

田中福祉総務課長

通数について把握はしておりませんが、確かに宛て所不明で戻っているものがあるということは把握しております。

粕谷委員

確認だが、過年度分子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等分）返還金の積算内訳の中に令和3年度と令和4年度があるが、なぜここで令和3年度補正をするのか。例えば、なぜ令和4年度にやらなかったのか。

田中福祉総務課長 令和3年度と表示されておりますのは、国の交付決定が令和3年度に行われたという意味であります。

粕谷委員 令和3年度に交付決定ということなので、実際に、今回令和4年度も精算しているじゃないですか、令和5年度に返還で。ですから、普通に考えれば令和3年度分を令和4年度に返還しなかったのか。

田中福祉総務課長 令和3年度分ですが、国のほうで令和4年度に入ってから精算との通知が届いたため、それに伴って精算をしたものです。

粕谷委員 ですから、令和4年度に精算したということは、令和4年度に補正をしなかったということか。

田中福祉総務課長 こちら令和3年度は事務費分についての精算を行ったもので、実際、給付金については令和3年度中に精算を行っております。令和4年度は繰越明許費ということで、繰り越して使用していたしましたので、その分の精算を国の請求に基づき、今回4月に行ったということでの精算です。

粕谷委員 そうすると、今回令和3年度で出てきているものについては、令和3年度から令和4年度に繰越明許した、その分の精算を令和5年度にする

ということでしょうか。

田中福祉総務課長

そのとおりです。

植竹委員

生活保護システム改修事業、これは臨時的に2年間の見直しということだが、具体的にどのように見直しをされるのか。例えば、この生活保護世帯の1世帯当たり1,000円ずつ上がるとか、年齢的にどの程度の見直しがされるのかとか、具体的な見直しの内容について、分かれば教えていただきたい。国の生活保護制度の中での見直しということなので、その見直しを国においてはどのように示されているのか、お示しいただきたい。

木下生活福祉課長

生活保護の基準につきましては、約5年に1回、見直しをしております。今回2019年に実施された全国家計構造調査の検証結果をデータとして、一般低所得者世帯と生活保護世帯との比較を行い、その結果、生活保護の基準額そのものを見直しをするという経緯で見直しが行われています。具体的な生活保護費の増額幅というのは、各世帯の人員数や年齢によってまちまちのため、一概に幾ら増額するということはいい切れないところです。

花岡委員

今回この生活保護システム改修ということで、そのシステムの計算方

法とかを改修するという認識だが、それに関して、職員が何か研修を受けたり、システムそのものの操作方法が変わったりということで研修が行われることはないという認識でよいか。

木下生活福祉課長 現行のシステムをそのまま使うため、入力内容作業の変更などなく、特に研修とかはありません。

石本委員 生活保護システム改修事業だが、議案資料ナンバー 1、14ページの歳入欄では74万8,000円で補助率2分の1だが、生活保護費は国負担が4分の3である。このシステムだと補助率2分の1だが、これは国の法律などで決まっているものなのか、まずそこを確認させてもらいたい。

木下生活福祉課長 今回の補助金につきましては、交付対象となるものが生活保護適正化事業に該当するので、その補助金の対象となるため補助率は2分の1ということになります。

石本委員 議案資料ナンバー 1、14ページを見ると、委託料149万6,000円だが、委託料の内訳は分かるのか。

木下生活福祉課長 見積りには、改修のロジック変更に対する修正と、決定通知書等の文言の変更などが改修内容となっており、一式単価として136万円となっ

ています。

植竹委員

この基準の見直しによって扶助費が下がるような世帯はないということ、おおむね今までと同額もしくはこの2年間臨時的に、若干扶助額が上がるといふ世帯があるわけだが、2年後にこの臨時的な期間が終わり、元に戻るとなると、扶助額が上がった世帯はすごく下がった感があり、どうしていきなり下がるのかという問合せが来たりするケースが考えられるが、今回のような基準の見直しによる対象者に対して、どのような周知徹底をするのか伺いたい。

木下生活福祉課長

今回、令和5年10月1日に見直しが決定となれば、10月1日付で、基準改定という形になりますので、生活保護を受給されている皆様には、基準が改定になりましたという生活保護の保護決定通知書をお送りしますが、そちらに見直しの御案内を同封させていただき全世界帯に配付したいと思っております。

植竹委員

これは現状の生活保護世帯に対しての見直しだが、令和5年10月以降生活保護を申請し、生活保護世帯となった世帯に対してもこの臨時的な見直しの基準で、生活保護が支給されるという認識でいいのか。

木下生活福祉課長

そのとおりです。

矢作委員 見直しの内容のことで伺いたいが、全国家計調査を基に改定ということとは伺ったが、消費者物価指数は3%とか4%とか上がっているという数字があるが、もし分かれば、全体で何%くらいアップになるのか。

木下生活福祉課長 全体でというお話になりますと、全世帯を令和5年10月から変わる基準で、もう1回全部再計算をする必要が発生してしまうことから、現段階では全体で幾ら上がるというのは分かりかねます。

矢作委員 国から示されているもので、全体でどのくらい上がるかというところを知りたいが、何か分かりやすいものはないのか

木下生活福祉課長 国のほうからは、モデル世帯としまして、夫婦と子供1人、夫婦は33歳と29歳、子供は4歳というところで扶助費の計算をすると、改正後では6,510円増加するという形が示されております。

花岡委員 生活保護システム改修事業の件だが、委託会社は保守をやっている企業か。それとも別の企業になるのか。

木下生活福祉課長 本市が現在導入しております生活保護システムの業者をそのまま利用させていただきたいと思っています。

休 憩 (午前 11 時 2 分)

(説明員交代)

再 開 (午前 11 時 4 分)

(こども未来部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

昨日も本会議場で結構質疑が出たが、議案資料を見ても分かるが、当初の受入見込数が19,300人で今回の想定が9,600人の増加であり、約1.5倍となっている。

9月や12月に補正が提出されるのであれば、しようがないとも思うが、6月にこれだけの見込みの差が出るのは今まで見たことないので、まずは確認だが、当初で見込んだ時期はいつなのか。

清水こども支援課
長

当初の見込みは当初予算の積算時期となりますので、昨年の夏頃となります。

石本委員

夏に見込みを出したといっても、最終的に決定するのは夏ではないと思う。そうすると、夏頃から見込んだとしても、例えば夏に見込んだ時

期と秋に見込んだ時期では増減はどうだったのか。増えたことも考慮して予算要望をかけたのか。

清水こども支援課
長

当初予算の見込みの人数につきましては、過去の実績に基づいて出しているものであります。例えば、予算積算時点での過去3年分の最大値を見て各施設の人数を見積もっております。その人数に対する委託料を算出して積み重ねたものとなっておりますので、過去の実績から見るとかなり多い人数を見込んで予算を積算させていただいております。

石本委員

それでも結局今回9,600人増加の補正を組むわけだが、かなり増えると分かってきた時期はいつだったのか。

清水こども支援課
長

今回保育園の4月入園の申請に基づく利用調整による入所保留の結果が2月に出ておりますので、その2月のタイミングでかなり多くなってきたというのが見えてきたところです。

石本委員

今回9,600人見込めば、今後さらに足りなかったということにはならないだろうという予算を出してきていると思うが、今時点ではどんな感じなのか。9,600人で十分足りると見ているということによいのか。

清水こども支援課
長

現状から鑑みますと、この人数で十分だと考えております。

矢作委員

現状で大丈夫だろうとの答弁だったが、2月の段階で保留児童がかなり昨年より増えていたということだった。小規模園も2園増やし、また、緊急的に一時預かりも増やしていくということだが、1日40人くらい受け入れてもらうという計算なのか。9,600を12で割って、20で割ると40人かなと思うが、そういう形で、待機児童は解消できる見込みなのか。

清水こども支援課
長

今回の増加見込数につきましては、令和4年度の待機児童数が33人であったことを受けまして、それに対する若干の上乗せ分が必要になってくるだろうと見込んだ数字になっております。

そのため、そういった方々が仮に全員民間の保育園を利用して一時預かりを利用するとなればというようなイメージで積算させていただいておりますので、今回の増額で充足ができるものと考えております。

矢作委員

今回1人2,000円ということだが、そもそも一時預かりというのは、保育士2人分で積算をされていたと思うが、その確認と、今回の補正に対応する職員の方は有資格者であるのか伺いたい。

清水こども支援課
長

保育士の配置が2人というところは、委託料のこの金額というものでなくて、一時預かりを設置する基準の中で定められているものになります。委託料につきましては国が定めるお預かりするお子さんに対する人数で幾らと定められている金額になり、そちらをそのまま使っているものになります。保育士の資格があるかという話につきましては、2人以上の保育士をつけてくださいという中では、過半数の方が保育士免許を持っている、有資格であるということが条件になっております。

石本委員

昨日の本会議場の答弁で保育士の補充については、今現在パートとかでお願いしている方の時間延長とかをお願いしていくということだったが、実際パートとかをされている方は配偶者特別控除の関係で、ある程度収入の上限を決めて働いている方もいると思うが、そのパートの方の時間延長については、パートの方に既に意向調査とかをしているのか。

清水こども支援課
長

予算の御議決をいただいていないため、各事業所にはまだお伝えしていませんが、一部の事業者の方からは、こういった話が出る前から、もし少しでも上乘せがあれば、何とかできるというような御意見をいただいているところです。

植竹委員

そうすると、石本委員からもあったように、例えば3日のパートタイ

ムのところを4日にするとか、例えば半日のところを1日フルタイムにして人員確保ということだったんだけど、やっぱり家庭の都合とか、さっきの扶養の関係で3日しか働けないとか、半日しか働けないという方がおおむねだと思うのだが、それをさらにまた働いてくださいと言うのが非常に困難な状況に実はあったりするのかなと考えるところで、今回の人員確保っていうのは、現状のそのようなスタッフを延長して確保しようという考えなのか、もしくは新たな人員を募集して、スタッフをそろえるのか、その辺どのように考えているのか伺いたい。

清水こども支援課
長

今回の委託料の増額につきましては、実際の人材の確保策についてはそれぞれの事業者の考えによりますが、実際にお勤めになっている保育士の御事情によりまして、新規の方を雇うケースもあり得るかと思えます。

花岡委員

先ほど聞いた話の確認だが、本事業は園の中に2人、必ず保育士が必要であり、10人まで1園につき受け入れるという話だったと思うが、そうした場合、配置基準的にゼロ歳児だと1：3の配置基準を設けていると思うが、2人に対して10人を受入可能とした場合に、それが守られるのかが気になるが、どうなのか。

清水こども支援課

議員御案内のとおり、配置基準というのはそれぞれ子供の年齢で決ま

長 っておりますので、配置基準の2人というのは最低基準になります。実際にお預かりするお子さんの年齢や人数の組合せによって、2人では足りない、3人、4人必要な場合があると思います。その場合は、各事業者のほうで、実際にお預かりするお子さんの年齢と人数によって、必要な保育士の配置を増やしていただくことを委託の条件としております。

植竹委員 今回、受入枠の拡充を図るためのこの一般型一時預かりだが、幼稚園型一時預かりもあり、このような形でそこに参入するというか、同じような形で受入れを増やしていこうという考えはなかったのか伺いたい。

青木保育幼稚園課 現在市で行っております幼稚園型一時預かりにつきましては、基本的には在園児を受け入れている事業になりますので、今のところ一般の方をお受けするという考えはないということになります。

植竹委員 幼稚園型についても、在園児じゃなくても一時預かりというのはできるのか。

青木保育幼稚園課 幼稚園型一時預かりには2種類ございまして、幼稚園型Ⅰは基本的には在園児が対象で満3歳から5歳児クラスまでを対象にした一時預かりとなります。

幼稚園型Ⅱはゼロから2歳児クラスまでが対象であり、こちらは一般

の方もお預かりは可能ですけれども、当市においては幼稚園型Ⅱは行っていないものとなっています。

粕谷委員

今回の委託料について、対象園が29園であり、内訳は公設が6園、民設が23園と聞いているが、民営ということか、それとも公設公営なのか。

清水こども支援課長

公設とは公立保育園の話になりまして、公立保育園の中で一時預かりをやっているところになりますので、今回の委託料につきましては、その対象にはならないというものになります。

矢作委員

今度上新井学童が廃止になるということで、新たなところがつくられる予定だと思うが、その規模は1支援単位規模で考えているということによろしいか。

榎本青少年課長

2支援で80人程度の定員を考えております。

矢作委員

そうすると、設置基準があると思うが、それに基づいてつくられるのか。また、将来公設民営になり得るのか。

榎本青少年課長

まず基準でございますが、条例の基準である1人当たりおおむね1.65

m²というのは守られるということです。

もう一点、将来的に公設民営になるかということですが、建物は民間の建物ですので、この新しい施設に関して公設になるということはないと考えております。

粕谷委員

上新井小学校の新しい児童クラブですが、地主からお借りして建てることですが、どちらが建設するのか。

榎本青少年課長

地主が建物を建てること事業者からは聞いております。

粕谷委員

そうすると、その中に建物借料も入っているのか。

榎本青少年課長

委託料の中に補助金として建物の賃借料等に相当する分が含まれております。

石本委員

債務負担行為の1億7,548万5,000円の賃借料と、この内訳について示していただきたい。

榎本青少年課長

今回変更増額分ということになりますので、4,541万5,000円の中で、新しくつくる児童クラブに関しましては、2,781万円ということになっ

ております。その中で賃借料の部分につきましては、およそ600万円程度となります。

休 憩（午前11時22分）

（説明員交代）

再 開（午前11時27分）

（健康推進部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

佐野委員

05新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、まずは対象者ですが、春夏接種9万3,000人と秋冬接種16万3,000人、合計25万6,000人の接種者、対象者、接種見込数の積算根拠を示してほしい。

中山健康管理課主
幹

春夏接種の9万3,000人への接種と秋冬接種の対象者になりますが、令和4年度の秋開始接種という、これまでオミクロン株対応ワクチンの接種を継続してまいりましたが、そちらの接種をされた方の実績というこ
とで、予算の積算をしております。

佐野委員

こちらの事業概要のほうに本市においても乳幼児への接種、1・2回

目未接種者への接種を継続するほかと記載しているが、1・2回目の未接種者への接種を継続する、のこの方というのはどれほどの人数を見込んでいるのか。

中山健康管理課主
幹

オミクロン株対応ワクチンの接種の方ということで見込んでおりますので、具体的な数としては、考慮はしていないところですが、実際のところは、現在1・2回目の接種の希望をされる方というのが1週間に数人いらっしゃるというところと、乳幼児に関しても、昨年度の実績からすると、1年間で大体300人から400人ぐらい打たれる方はいらっしゃるのではないかという見込みではあるのですが、オミクロン株対応ワクチンの対象者を、条件としたところの中で、この数字は飲めるのではないかと、考慮しているところでございます。

佐野委員

ワクチンについて、この3年ぐらいは安全性、有効性について執行部からいろいろ御説明いただいたが、国内全体での副反応による死亡について、現時点でどれほどの方が亡くなっているのかということをお示しいただきたい。

中山健康管理課主
幹

国内での死亡の数は把握してはいるところですが、国の健康被害の審査委員会で、死亡の認定がされた数というのが現在のところ53件ということで、認定されております。

佐野委員

厚生労働省のホームページでは、100万接種当たり6.2件というふうに一応ファイザー社ワクチンのほうは書いてあるが、このデータはどのようなのか。ファイザー社ワクチンについては1,829件と出ているが。

中村保健センター
長

厚生労働省の健康被害認定審査会の分科会が5月26日に開かれています。そちらのほうでの報告内容といたしましては、新型コロナウイルス関連の死亡事例での救済ということで、67件となったという報告があったと確認しております。

佐野委員

5月8日から指定感染症の分類が5類に下げられたが、これはウイルスの危険性というのは非常に下げられて、要するにインフルエンザと大して変わらないというところだと思うが、そういったところにはなるとはいえ、接種の推奨を取り下げるとか、いわゆる通達の方法を変えるとかそういった議論はなかったのか。

中山健康管理課主
幹

65歳以上の高齢者の方、基礎疾患をお持ちの方というのは、引き続き接種のほうで推奨されるということで、接種券をそのままお送りさせていただいているところですが、基礎疾患をお持ちの方ですか、医療従事者の方といったところの点につきましては、そういった方の対象者の把握というのが難しいということで、今回は接種券のほうを

皆さんにお配りし、御自身の判断で接種を希望される方は、接種をお願いするという形で接種券を送らせていただいております。

佐野委員

医療従事者ですけれども、医療従事者に対する周知というのはどのような形で実施しているのか。

中山健康管理課主
幹

医療従事者の方への周知というのは、特段特別なことはできないので、医療関係者の方御自身で接種券が届いたときに御判断いただくという形をお願いしています。

植竹委員

今回、この春夏及び秋冬のワクチン接種についてはオミクロン株対応ワクチンのみということか。

中山健康管理課主
幹

春夏接種に関しましては、オミクロン株対応ワクチンということで、オミクロン株対応ワクチンとノババックスのワクチンを使えるということで決まっているんですけれども、9月以降の秋冬接種に関しましては、これからそういった使えるワクチンのほうも決定していくということで国のほうから連絡をいただいております。

植竹委員

現在のオミクロン株対応ワクチン以外にモデルナ、ファイザーのワクチンもあると思うが、そのワクチンについては今接種は継続されている

るのか。

中山健康管理課主
幹 現在、従来型のモデルナのワクチンにつきましては、接種が終了して
おります。

植竹委員 ファイザーのワクチンについても同様か。

中山健康管理課主
幹 ファイザーの従来型のワクチンは、まだ接種は継続しております。

植竹委員 そうすると、ファイザーのワクチンを接種しようとする3回目以降
の、例えばここで言うと、秋冬の方は、3か月以上経過した5歳以上の
方だが、秋冬9月から12月と、今回オミクロン株対応ワクチンについて
は指定されているが、ファイザーのワクチンを打とうとするこの秋冬接
種の対象者は、5月からこの春夏接種のときに受けられるのか。

中山健康管理課主
幹 従来型のファイザーのワクチンにつきましては、初回接種の扱いにな
りますので、春夏接種ですとか、秋冬接種とは関係なく、1回目、2回
目の接種になりますので、いつでも打てるといったような状況になりま
す。

植竹委員

個別接種促進支援ということで、これは県の事務が市町村に移管されるということだが、どのような事務が県から移管されているのか。

中山健康管理課主
幹

こちらの事務につきましては、各医療機関のほうから請求書、実施報告、予診票を提出いただきまして、そちらのほうの審査を終了しましたら、それに基づいて協力金をお支払いするといった事務が発生するものと考えております。

佐野委員

改めて確認だが、現時点の所沢市内の乳幼児の接種率を示していただきたい。

中山健康管理課主
幹

5月8日時点の接種率になりますが、乳幼児の方の1回目の接種率が5.6%、2回目の接種率が4.7%、3回目の接種率が2.5%になっております。

佐野委員

大人に比べて、接種率がすごく低いということになると思うが、この辺は例えば親御さんがおそらく接種させているか、させていないかという話になるが、この判断というのはどういった意向が働いて、このように接種率が子供だけ下がっているのか。

中山健康管理課主
幹

乳幼児の方については、通常の定期予防接種というものが、いっぱい打たなきゃいけないものがありますので、そういった間隔の中で、コロナのワクチンを打っていくことがなかなか難しいという側面と、あと周りにそういった罹患されてる方が、なかなかいないというような状況というものがあるのではないかと想定しております。

佐野委員

自分はもう大人だからしょうがないと思うが、我が子には打たせたくないという御意見はやっぱり親御さんのほうから聞こえてきたりとかしないのか。そういった意見が結構周りから聞こえてくる。

中山健康管理課主
幹

私どもにはそういった具体的な声までは届いてきておりません。

石本委員

今回の議案の出し方について確認したい。植竹委員の質疑とも関連するが、春夏接種が5月8日から8月31日で今日はもう6月9日だが、春夏接種分のこの中に入っている予算というのは、本来は5月8日から打てるが予算が通過しなくては当然出来ないわけで、このまま普通にいくと6月半ばぐらいまでに可決すればすぐに執行できるんでしょうけど、失われた1か月ちょっと分くらいの期間はどういうふうを考えればいいのか。接種の見込者数とかその辺を確認したい。

中山健康管理課主 当初の予算として計上した予算ですが、今年度の接種がどのような状
幹 況で行われるのか分からないという状況で、全市民 30%程度の方が1
回接種出来る予算ということで、半年分くらいの予算を計上しました。
今回の予算につきましては、そちらに対する不足分ということで計上し
ております。

矢作委員 先ほど乳幼児の接種率ということでお示しがあったが、5類に変わっ
たというあたりで、大人のほうの接種率というのは何か変化はあるの
か。

中山健康管理課主 5月8日からの実績が出てきておりませんので、そういったところの
幹 分析というのは、今後行っていきたいと思っています。

矢作委員 先ほども質疑があったが個別接種の促進支援ということで、補助対象
が限られてくるのかなという印象もある。接種医療機関の数が減ってい
くのかということが心配されるが、その点のところの変更というのはど
うか。

中山健康管理課主 接種医療機関につきましては、各医療機関の接種体制等により前後し
幹 てくるところもありますので、当初始めたときよりは、現在減ってきて
しまっているところはあります。できる限り、引き続き継続して協力し

ていきたいと考えております。

休 憩（午前11時43分）

説明員交代

再 開（午前11時44分）

（街づくり計画部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

休 憩（午前11時45分）

（説明員交代）

再 開（午後1時0分）

（学校教育部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

植竹委員

この小中学校給食食材費補助金は令和4年6月定例会でこのような
価格高騰の影響に伴い、補正を組んでそれを抑える同じ内容のものがあ
った。令和4年6月定例会においては令和4年4月から令和5年3月ま

で1年間の期間にしていたところだが、今回は同じ内容のもので期間が9月から3月までと期間が違う。去年と同じタイミングで同じ内容の予算をつけるに当たって、期間が違う理由について、まずは伺いたい。

渡辺保健給食課長

今年度につきましては2学期、3学期の7か月分ということで出させていただきます。それは、4年度の前期と5年度の前期の食材費の上昇を見まして、昨年ほど高騰していないというところで、2学期、3学期分で行こうということで検討しました。

植竹委員

高騰の幅が少ないということで、2学期、3学期分という期間にしているということだが、いずれにせよ、価格高騰に伴う影響は1学期にもあって、そのようなところの負担軽減というものは国からの補助金を使わずに行っていたかと思うが、この1学期の負担軽減はどのように行っていたのか。

渡辺保健給食課長

そこにつきましてはやはり工夫と言いますか、栄養士のほうで汁物の料理の回数を増やしたり、食材を少し変えながら安価なものにするとか、そういうもので対応してやってまいりました。メニューにつきましても、昨年度のうちに4月のメニュー、5月のメニューをつくってしまいう関係もありましたので、今回は無理せず2、3学期分ということで対応させていただきます。

植竹委員

1学期分については食材のメニュー等で、もしくは安価な食材で対応していたということだが、2学期、3学期分においては、この国の予算を通じて負担軽減策を図るため、1学期の給食の内容と、2学期、3学期は少し異なってくる、ある意味充実してくるというニュアンスでよろしいか。

渡辺保健給食課長

そのとおりです。本来使おうとしているものを、そのまま食材として使えるようになると考えていただければと思います。

長谷川委員

今は所沢市の小学校が4,210円で、中学校が4,930円だと思うが、もしこの補助がなかったら、実際の金額はどうなっていたか、もし分かるようであれば教えていただきたい。

渡辺保健給食課長

この食材費の高騰の補助がなくても、4,210円と4,930円でこの1年はやっていくということで考えておりました。

植竹委員

補助を使わなければ小学校で4,210円の給食費、今回この補助金を使わなければ幾らになると考えればよいか。

渡辺保健給食課長

今回の算定につきましては、給食センターと単独調理校でちょっと違

いますが、学校給食センターの小学校で30円、中学校で40円というふう
に聞いております。大体一月20回ぐらいになりますので、プラス600円
ぐらいになります。

石本委員

去年は2学期がたしか無料、市が負担して、1学期と3学期は給食費
をいただいた。去年の1学期からどんどん物価が上がっていき、月平均
の単価というのは、当然抑えなければいけなかったと思うが、同時に学
校の給食だと時々ヨーグルトとか市販のものがついたりする。そうする
とステルス値上げ、要するに容量を減らして値段を変えないというケー
ス、そういう影響というのは実際にあったか。例えば、ヨーグルトが1
個100gのものが85gになったとか、そういうことはあったのか。

渡辺保健給食課長

1回分の量は減らしていませんが、提供する数を減らした、例えば年
間10回出していたものが8回、9回という形でやってまいりました。

休 憩（午後1時7分）

（説明員交代）

再 開（午後1時9分）

（財務部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【質疑終結】

休 憩 (午後 1 時 1 0 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

【意 見】

粕谷委員

会派市民クラブ未来を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の補正ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この臨時的な交付金を経常経費に充当することは今後の補助事業を考えると懸念は残るものの、昨日の議案質疑、そして本日の予算常任委員会での質疑の中で、適正な見積りをされていることが確認され、よって今回の補正予算に賛成するものであります。

【意見終結】

【採 決】

議案第 4 3 号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件

閉会中の継続審査申出の件については、別紙のとおりに申し出ることとした。

散 会 (午後1時32分)

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和5年第2回（6月）定例会

予算常任委員会

予算に関する事項について